

# 大阪都市計画河川 第2号寝屋川南部地下放水路に 関する都市計画変更について



- 1. 寝屋川流域と総合治水対策について**
- 2. 都市計画変更案の概要**
- 3. 建築の規制**
- 4. 今後の都市計画手続き等のスケジュール**

# 1. 寝屋川流域と総合治水対策について

## ①寝屋川流域の概要及び現状1

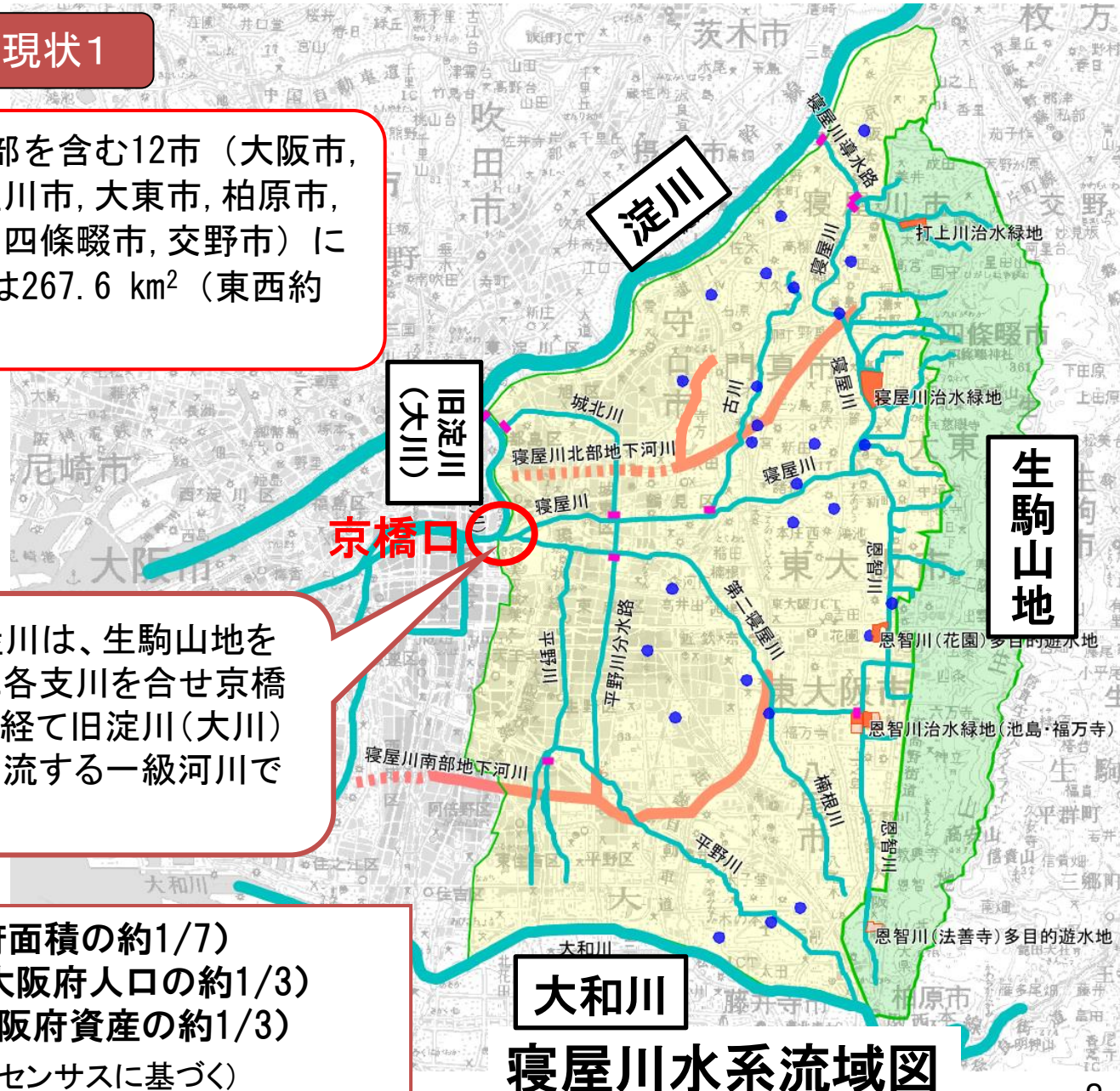
寝屋川流域は、大阪市東部を含む12市（大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市）にまたがっており、その面積は267.6 km<sup>2</sup>（東西約14km, 南北約19km）です。



寝屋川水系位置図

寝屋川は、生駒山地を源に各支川を合せ京橋口を経て旧淀川(大川)に合流する一級河川です。

流域面積：267.6km<sup>2</sup>（大阪府面積の約1/7）  
流域の人口：約273万人（大阪府人口の約1/3）  
流域の資産：約57兆円（大阪府資産の約1/3）  
（H27年国勢調査およびH28年経済センサスに基づく）



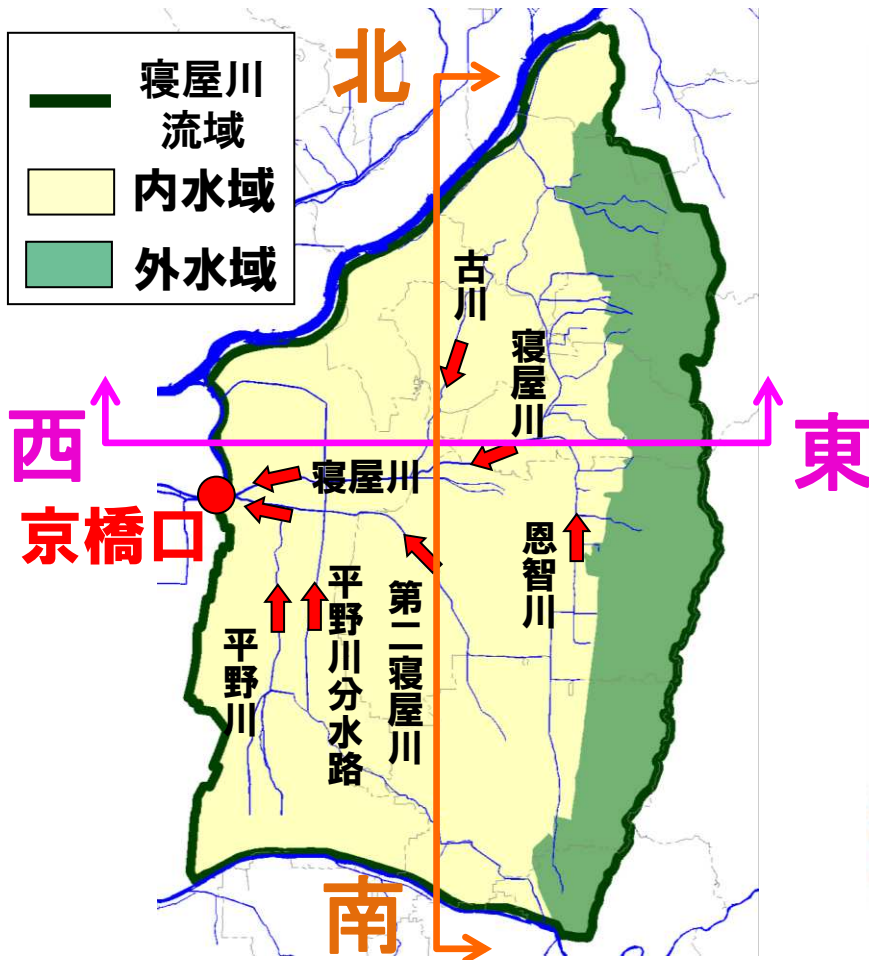
寝屋川水系流域図

# 1. 寝屋川流域と総合治水対策について

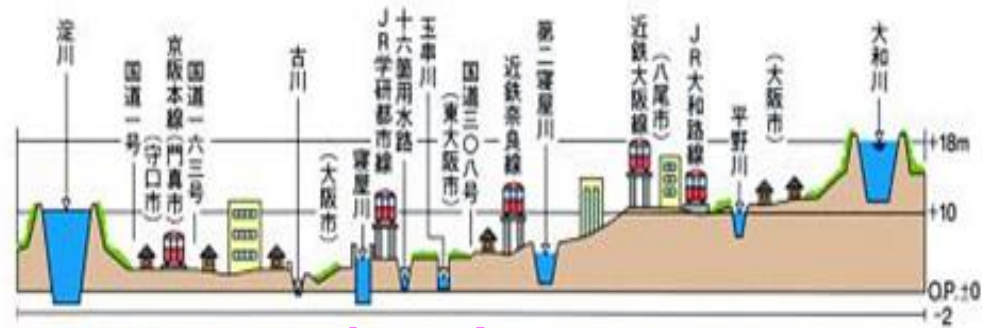
## ①寝屋川流域の概要及び現状2

寝屋川流域は、東側を生駒山地、西側を大阪城から南に伸びる上町台地で区切られ、北側と南側は淀川と大和川に囲まれており、その地形的な特性から水はけが悪く、流域面積の約3/4が雨水排水をポンプなどの施設に頼らなければならない川より土地が低い地域(内水域)です。

寝屋川流域では、河川によって集められた雨水の出口は京橋口の一箇所しかありません。



地盤高断面図 南北方向



東西方向



# 1. 寝屋川流域と総合治水対策について

## ②過去の代表的な水害

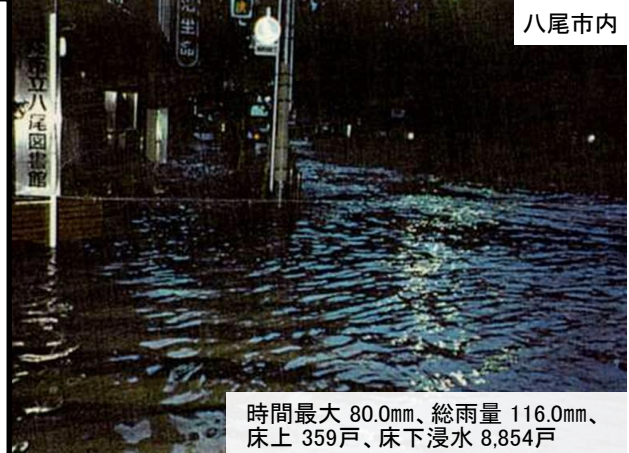
過去からの治水対策により河川からのはん濫は減少してきたものの、近年でも頻繁に下水道や水路から水が溢れる浸水被害が発生しています。

市街化の進展に伴う保水・遊水機能の低下により、流出量が増えたり流出時間が早まるなど、排水施設の能力を超える雨が降ると浸水が起こります。

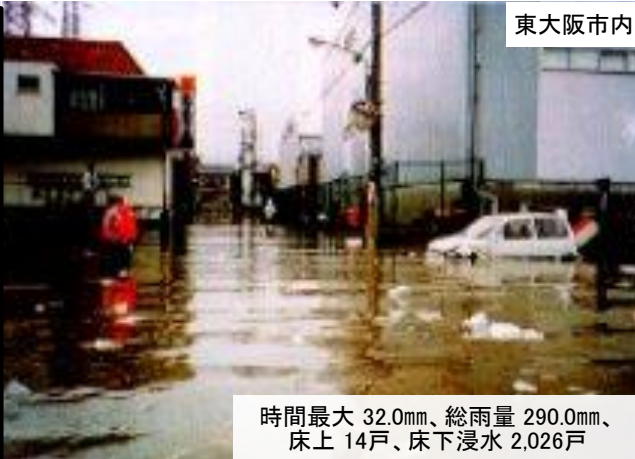
梅雨前線・台風5号豪雨  
(戦後最大の豪雨)  
昭和32年6月



平成9年8月  
豪雨



梅雨前線豪雨  
平成7年7月



平成24年8月  
豪雨



# 1. 寝屋川流域と総合治水対策について

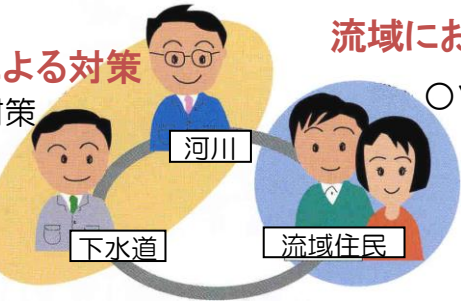
## ③総合治水対策とは 1

寝屋川流域では、「総合治水対策」を進めています。  
 「総合治水対策」は、河川や下水道が一体となって整備を進めるとともに、流域における保水・遊水機能を人工的に取り戻そうという考え方に基づく治水対策です。

河川や下水道、治水緑地や流域調節池の整備を進めるとともに、流域での対策として、公共施設や民間開発において雨水流出抑制施設の設置などを進めています。

### 治水施設による対策

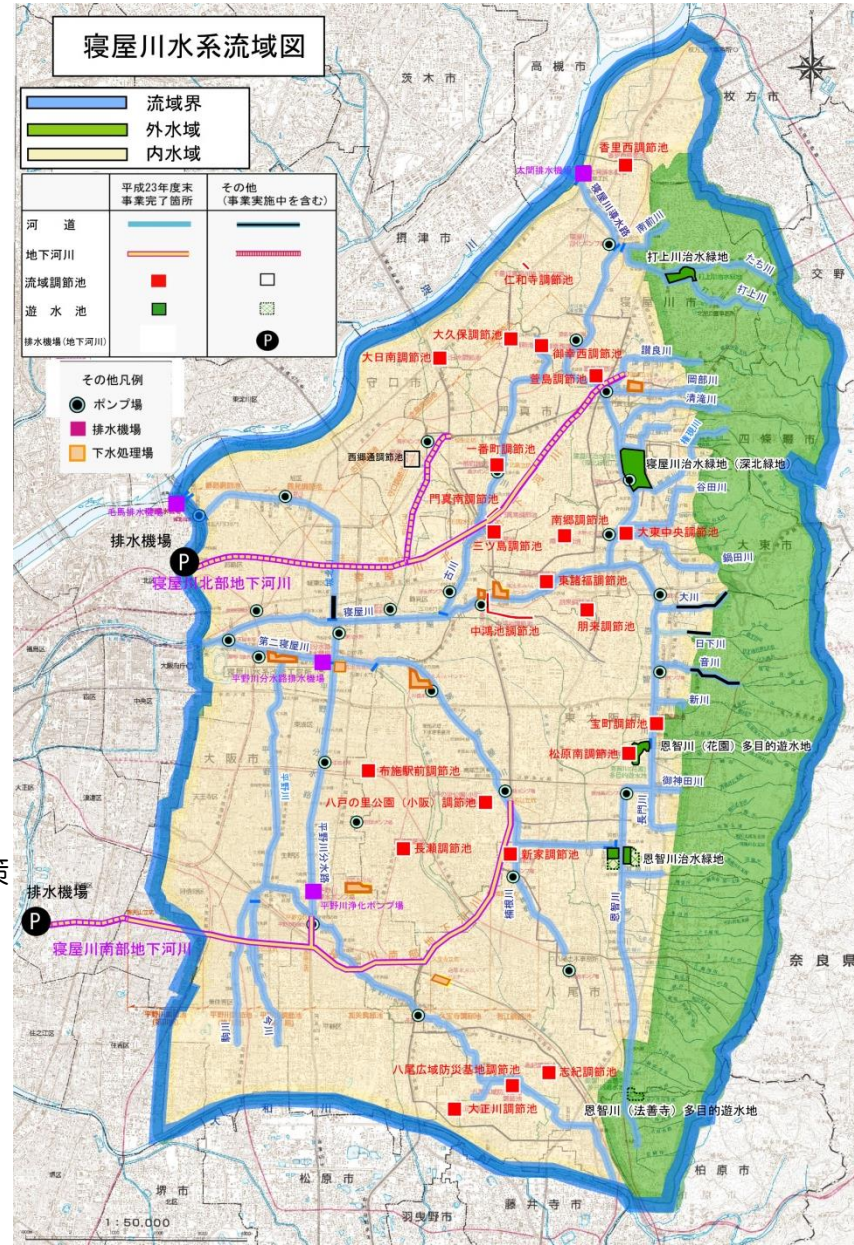
○ハード対策



### 流域における対策

○ソフト対策

- ・保水・遊水機能の保全対策
- ・水害に強い街づくり



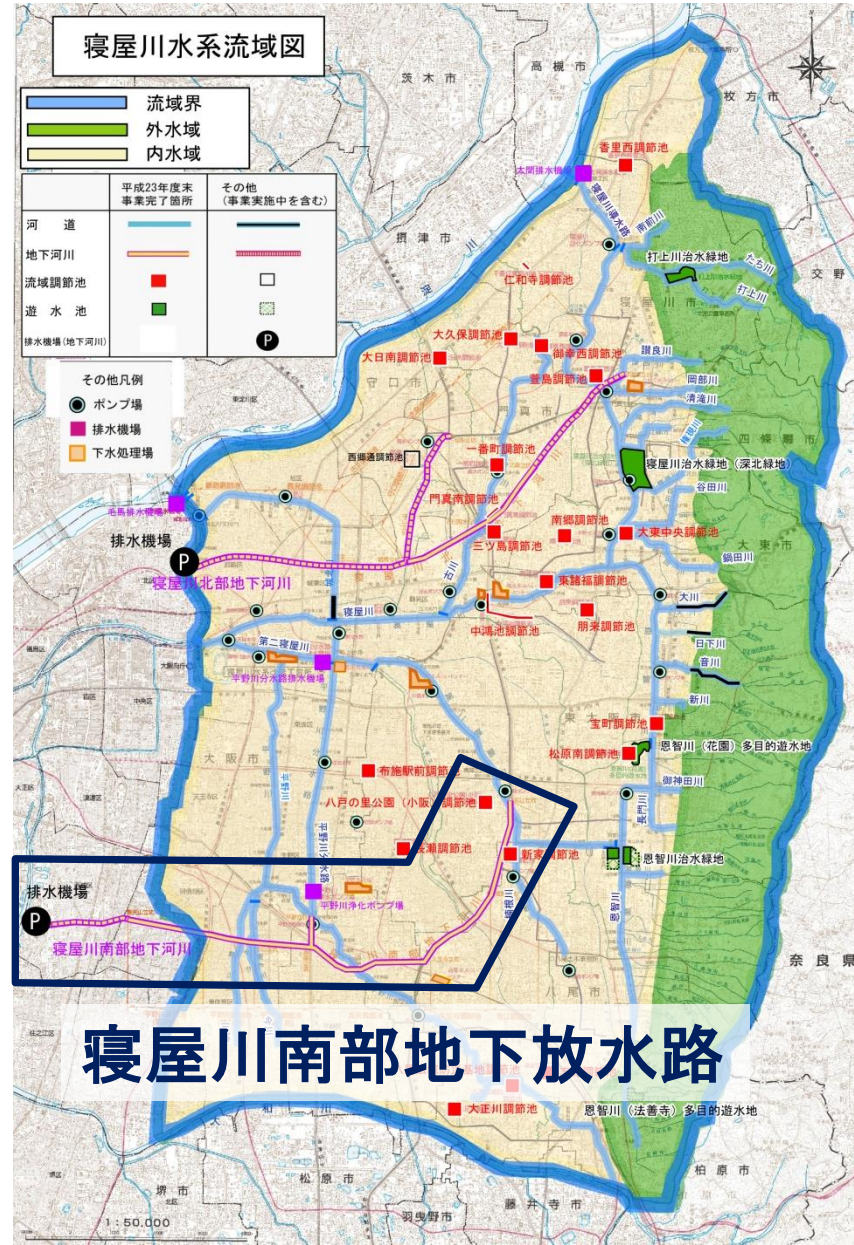
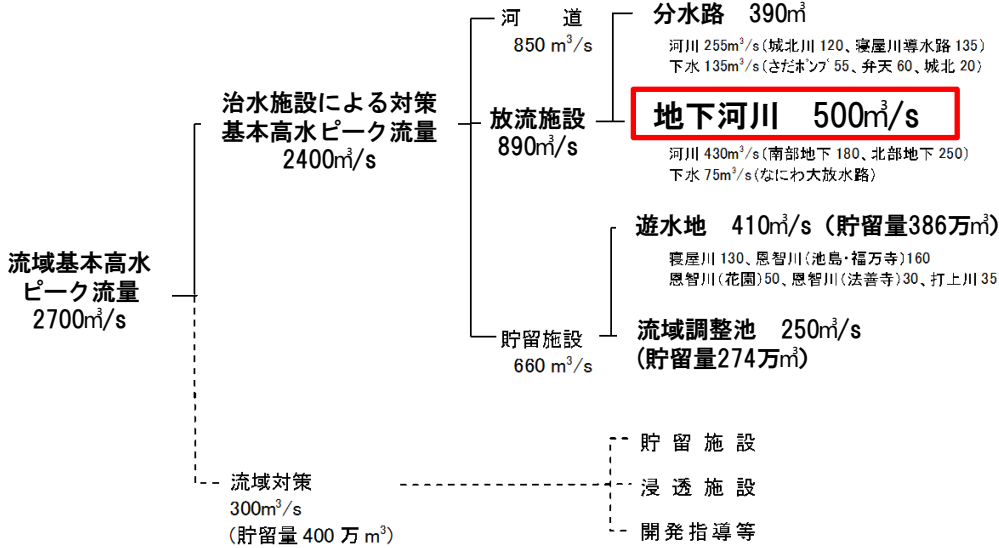
寝屋川水系 流域図

# 1. 寝屋川流域と総合治水対策について

## ③総合治水対策とは 2

寝屋川南部地下放水路いわゆる地下河川は、流域内に降った雨水を流域外へ放流することができる、総合治水対策の重要な構成要素の一つです。

### 寝屋川流域の洪水処理計画(ハード対策)



寝屋川南部地下放水路 位置図 6

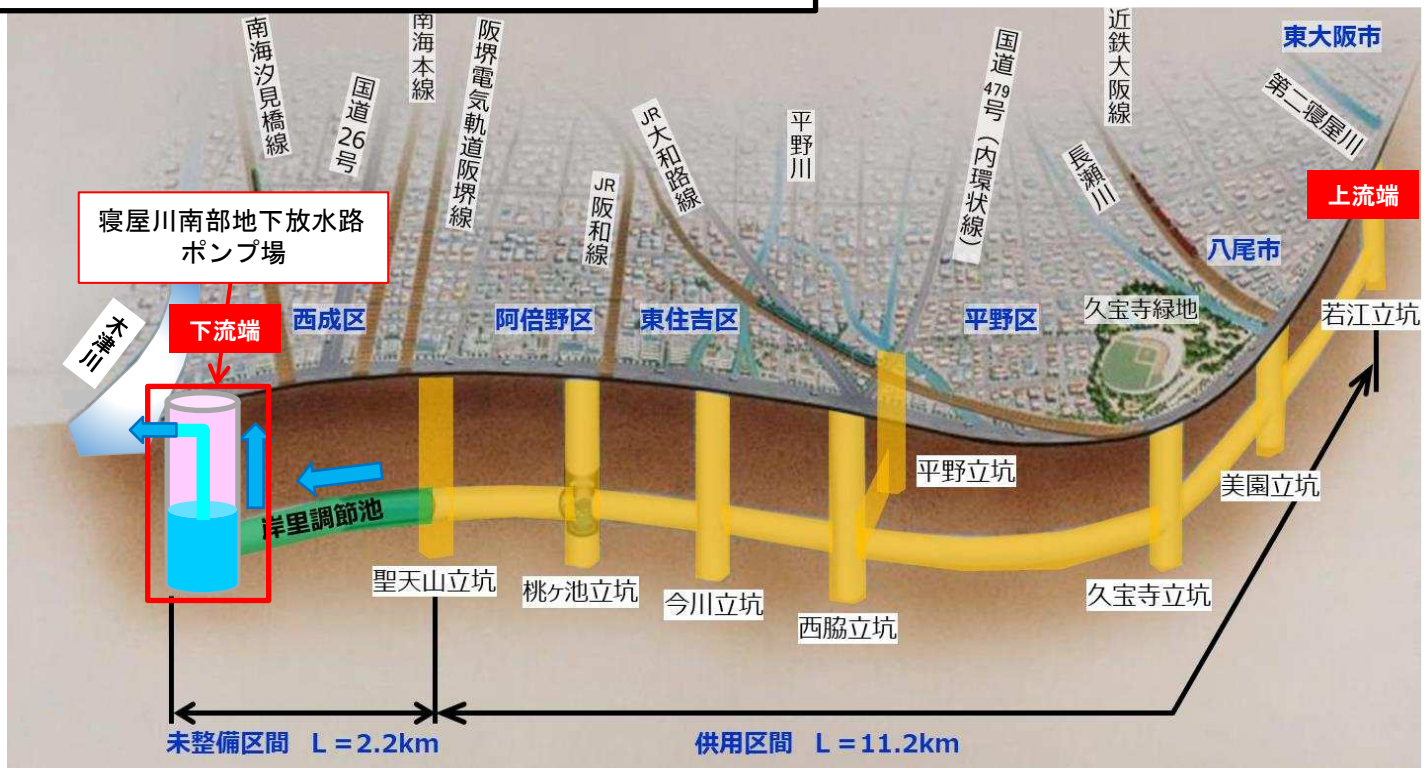
# 1. 寝屋川流域と総合治水対策について

## ④寝屋川南部地下放水路の概要及び計画

市街化の進展により大雨による浸水被害を軽減するための河川の拡幅や新たな河川の開削が困難なことから、道路等の公共施設の地下空間を有効に利用し、放流施設である寝屋川南部地下放水路を建設し、寝屋川流域全体の治水安全度を向上させるものです。

寝屋川南部地下河川においては、現在、聖天山立坑から若江立坑の区間で暫定利用を行っており、約63万トンの雨水を貯留することができます。

### 寝屋川南部地下放水路の完成イメージ図





## 2. 都市計画変更案の概要

### 具体的な変更内容

●変更箇所：大阪市西成区南津守一丁目及び二丁目地内

●変更内容

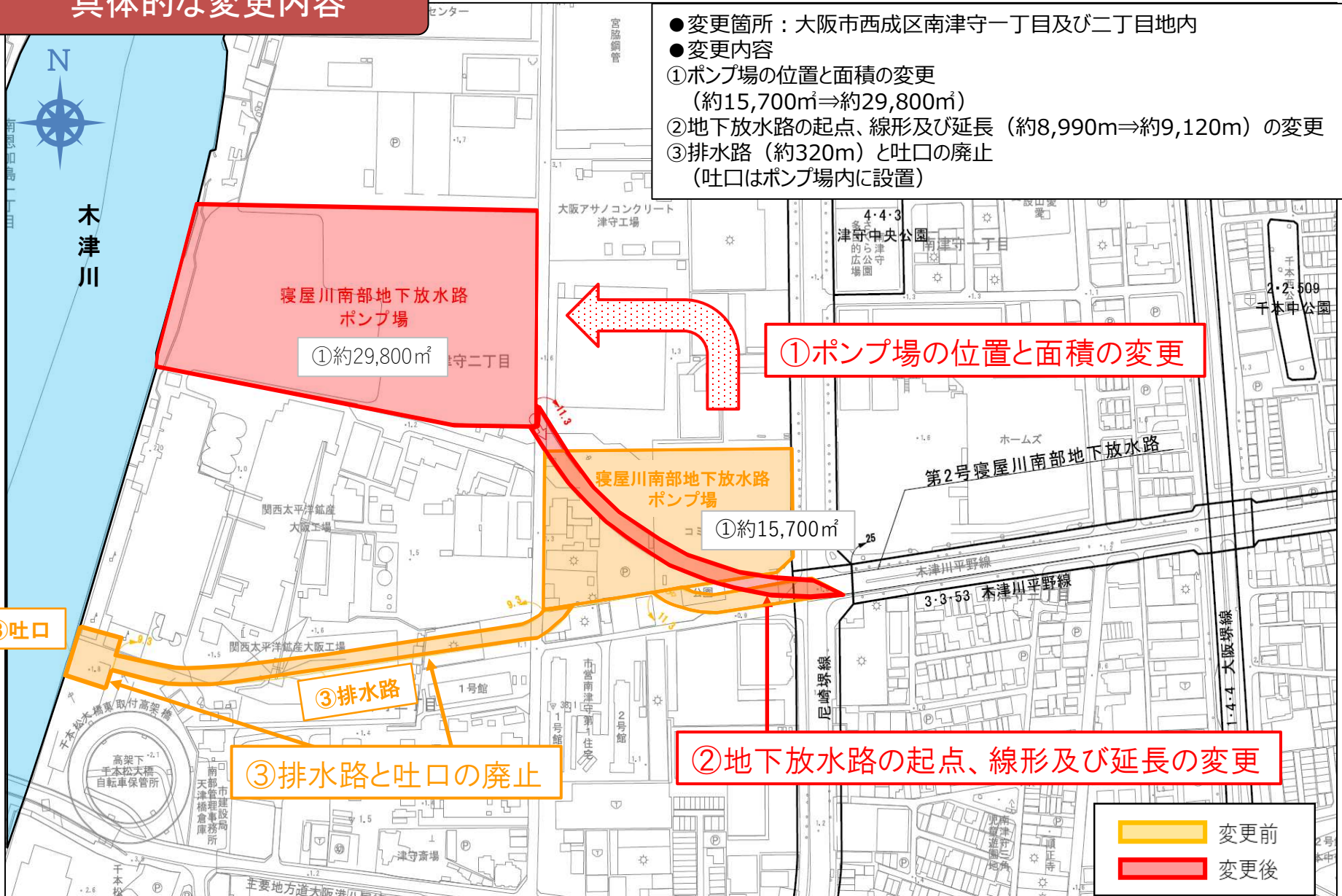
①ポンプ場の位置と面積の変更

(約15,700㎡⇒約29,800㎡)

②地下放水路の起点、線形及び延長(約8,990m⇒約9,120m)の変更

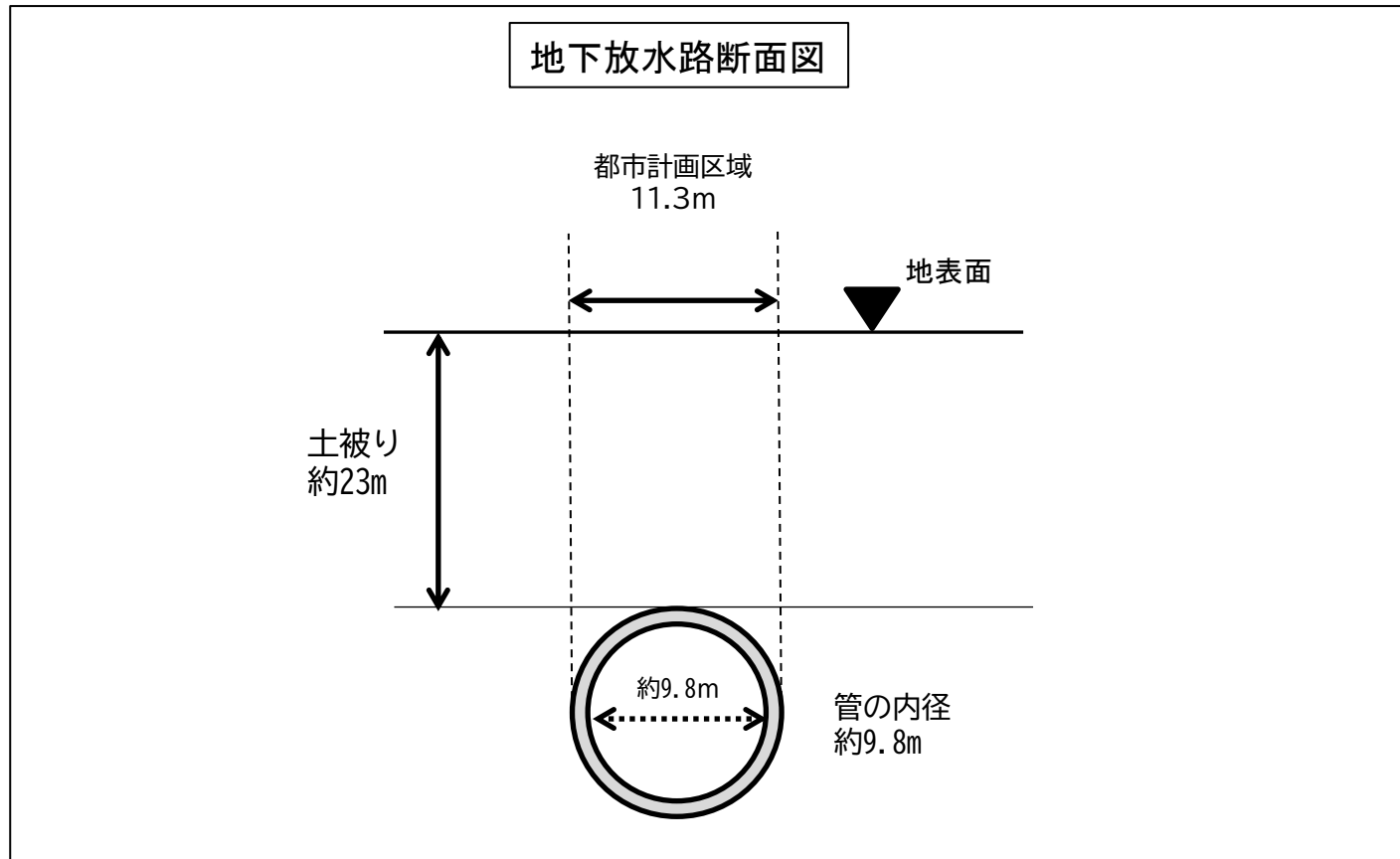
③排水路(約320m)と吐口の廃止

(吐口はポンプ場内に設置)



## 2. 都市計画変更案の概要

今回の変更範囲の地下放水路の都市計画区域の幅は11.3m、土被りは約23mとなっています。



### 3. 建築の規制

#### ■ 新たに都市計画河川区域に入る場合、 変更後も都市計画河川区域に入っている場合（都市計画法第53条）

- 都市計画決定後は、都市計画法第53条により定められた **建築の規制を受ける**こととなります。

#### ■ **建築の許可**（都市計画法第53条第1項）

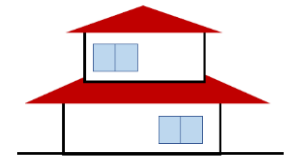
- 都市計画施設の区域等の区域内において **建築物を建築する場合は、知事等の許可が必要**となります。

#### ■ **許可の基準**（都市計画法第54条より）

- **階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと**
- **主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造**  
その他これらに類する構造であること
- これらの要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去できるものであり、  
円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれがないと認める場合
- その他、**建築物が区域の内外にわたる場合、  
区域内の部分**を容易に分離できるなど、**設計上の配慮**



建てられる建築物の例



※そのほか、区分地上権を設定し、荷重制限がかかる予定です

# 4. 今後の都市計画手続き等

## スケジュール(案)

### 地元説明会

令和6年6月18日(火) 19時から 西成区民センター

### 大阪府都市計画公聴会

令和6年7月23日(火) 14時から  
大阪府庁本館

### 公述申出および傍聴希望の受付期間

令和6年6月25日(火) から  
令和6年7月9日(火) まで

※公聴会とは、計画の作成段階における住民等の意見陳述の場であり、その申込を「公述申出」と呼びます。

### 都市計画案の縦覧・意見書の提出

令和6年11月頃予定(2週間)

### 大阪府都市計画審議会

令和7年2月頃予定

都市計画変更告示 令和7年3月頃予定

## 4. 今後の都市計画手続き等

### ■ 都市計画変更に関する公聴会について

#### ○ **公述申出期間**

・令和6年6月25日（火）～令和6年7月9日（火）まで（必着）

#### ○ **申出方法**

・公述申出書の設置場所

大阪府 大阪都市計画局 計画調整課 窓口・ホームページ  
(大阪市住之江区南港北1-14-16)

大阪市 計画調整局 計画部 都市計画課 窓口  
(大阪市北区中之島1-3-20)

・申出方法

大阪府 大阪都市計画局 計画調整課 へ 送付又は持参

#### ○ **公聴会の開催日**

とき : 令和6年7月23日（火）14時から

ところ : 大阪府庁本館  
(大阪府中央区大手前2-1-20)

傍聴 : 公述申出期間内に、住所、氏名及び電話番号を記載した  
はがき 又は 電子メールにより申込み（先着10名）

※公聴会は公述（意見を述べて）いただくものであり、説明会ではありません。

# お問い合わせ先

お問い合わせ内容	お問い合わせ先	電話番号
都市計画変更の 手続きについて	大阪府 大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課 都市施設計画グループ	06 - 6210 - 9079
事業について	大阪府 寝屋川水系改修工営所 建設課 企画防災グループ	06 - 6962 - 7664